

Information

01

登米市の魅力をみんなが発掘・発信しませんか



①登米市の魅力をみんなが発掘しよう！
市の魅力や価値を全国に向けて発信するため、キャッチコピーとロゴマークを制作します。これに向けて、市の魅力をさまざまな視点で話し合いながら、アイデアを出し合い、市の未来を考えるワークショップの参加者を募集します。

②映像で登米市をアピールしよう！
「食」「自然」「文化・歴史」などの地域資源を活用し「登米市」を市内外へ積極的にアピールしていく映像を制作します。この映像にエキストラ出演いただく、ボランティアアキヤストを募集します。

【日時】9月3日(土) 午後2時～5時
【場所】迫庁舎大会議室
【テーマ】登米市の魅力や良いところを考えてみよう
【内容】グループに分かれて参加者同士で、自由に意見やアイデアを交換
【対象】市内在住の18～45歳の25人
※応募者多数の場合は抽選

【募集人数】20人程度
【応募資格】市の魅力を伝えたい意欲のある市内在住者。①市民役として出ていただく人(対象年齢5歳以上※親子での申し込み可)親子、サラリーマン、OL、学生役などを予定しています②武道、ストーリーダンスなどの運動経験、ある程度体力に自信のある人(対象年齢※中学生以上)。専門スタッフの指導のもと、簡単なアクションをしていただく場合があります
※せりふはありませんので、演技初心者の人も応募ください
※映像は市ホームページ、YouTubeなどで公開予定です
※無償での出演となりますのでご了承ください

【申込期限】8月31日(水)
【申込方法】申込書に、住所、氏名、電話番号、携帯番号、メールアドレス、職業(勤務先・学校名)、性別、年齢、身長、アピールポイント、希望の役(①または②)を記載の上、上半身と全身の写真を添付し、郵送、電子メール、持参いずれかの方法でご提出ください
【選考方法】書類選考の上、9月中旬頃に決定(選考結果は全員に通知)。※応募者多数の場合や選考過程の中で、オーディションを実施する場合があります。実施の場合は、対象者へ別途通知します
【申込書共通】申込書は総合支所市民課に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます
【申し込み・問い合わせ】企画部企画政策課(移住・定住促進係)
〒987-0511 登米市迫町佐沼中江二丁目6番地1
☎0220(23)7331
☎0220(22)9164
✉ tome-life@city.tome.niyagi.jp

市では、食・自然・文化や歴史など、市が持つ魅力を市内外へ情報発信する「シティプロモーション」に取り組んでいます。
市の知名度や認知度の向上、イメージの確立に取り組むことで、市民皆さんの市への誇りや愛着心を醸成し「行ってみよう、住んでみたいまち」に選ばれることを目的としています。

【作品企画】ビデオテープ(HDCAM・HDV)またはビデオデータ(AVI・MPEG2・MOVなど)
【応募資格】市内に在住または勤務する人や団体で、映像制作を職業としていない人など
【著作権】応募作品の著作権は市に帰属します
【応募方法】8月31日(水)までに①氏名(団体の場合は団体名と代表者氏名)②住所③電話番号④職業または学校(学年)⑤作品タイトル(仮称可)⑥作品の大きな内容を任意の様式に記入の上、直接または電子メールでご連絡ください
【応募期限】作品は、9月30日(金)までに総務部市長公室広報聴係へ提出してください
【制作費など】制作、編集、加工にかかる費用はすべて応募者負担となります
【申し込み・問い合わせ】総務部市長公室(広報聴係)
☎0220(22)2090
✉ koto@city.tome.niyagi.jp

Information

02

あなたのCM作品をテレビで放映

東日本放送の主催で開催されている「みやぎふるさとCM大賞」。今年は広く市民皆さんからの作品を募集します。皆さんのご応募をお待ちしています。

【募集点数】1点。※応募多数の場合は、応募内容により選考します
【作品の内容】観光、物産、伝統、人物、歴史、自然など、登米市の自慢や魅力を表現した未発表の作品
【作品タイトル】25文字以内
【作品秒数】30秒

【作品企画】ビデオテープ(HDCAM・HDV)またはビデオデータ(AVI・MPEG2・MOVなど)
【応募資格】市内に在住または勤務する人や団体で、映像制作を職業としていない人など
【著作権】応募作品の著作権は市に帰属します
【応募方法】8月31日(水)までに①氏名(団体の場合は団体名と代表者氏名)②住所③電話番号④職業または学校(学年)⑤作品タイトル(仮称可)⑥作品の大きな内容を任意の様式に記入の上、直接または電子メールでご連絡ください
【応募期限】作品は、9月30日(金)までに総務部市長公室広報聴係へ提出してください
【制作費など】制作、編集、加工にかかる費用はすべて応募者負担となります
【申し込み・問い合わせ】総務部市長公室(広報聴係)
☎0220(22)2090
✉ koto@city.tome.niyagi.jp

Information

03

介護サービス利用料を軽減

市では、特別養護老人ホームや老健施設などを利用したときの食事代や部屋代など、利用料の負担軽減制度を実施しています。

施設などで、長期・短期入所のサービスを利用する際の食費と居住費を軽減します②社会福祉法人などによる生活困難者介護保険サービス利用者負担軽減制度・社会福祉法人などで提供している通所、訪問、短期入所生活介護などを

利用し、条件を全て満たしている人の自己負担金額を軽減します。詳細については、福祉事務所長寿介護課へお問い合わせください。
【問い合わせ】福祉事務所長寿介護課(介護給付係)
☎0220(58)5551

【負担軽減制度】①介護保険負担限度額認定制度・特別養護老人ホームや介護老人保健

施設などで、長期・短期入所のサービスを利用する際の食費と居住費を軽減します②社会福祉法人などによる生活困難者介護保険サービス利用者負担軽減制度・社会福祉法人などで提供している通所、訪問、短期入所生活介護などを

利用し、条件を全て満たしている人の自己負担金額を軽減します。詳細については、福祉事務所長寿介護課へお問い合わせください。
【問い合わせ】福祉事務所長寿介護課(介護給付係)
☎0220(58)5551

Information

04

ホームステイをする外国人を受け入れませんか

海外姉妹都市からの青少年訪問団や旅行者など、ホームステイを希望する外国人を受け入れていただける家庭、「登米市国際交流ホストファミリーバンク」の登録者を募集しています。身近な国際交流を体験するため、ホストファミリー(受入家庭)に登録しませんか。

【登録要件】次の全てに該当する家庭
①登録申請しようとする家庭の代表者が満18歳以上であること②2人以上の世帯で、全員の同意を得ていること③世帯構成員の1人以上が、市内に居住または在勤、在学していること④食事や送迎など、基本的な日常生活の支援を無償で提供できること
【登録方法】登米市国際交流ホストファミリーバンク登録申請書(市民協働課備え付けまたは市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入の上、企画部市民協働課に提出してくだ

さい。登録申請は随時受け付けます。
※本年9月中旬にオーストラリアから青少年訪問団が来市する予定です。こちらのホストファミリーを希望される場合は、8月5日(金)までに登録申請書の提出をお願いします
【受入までの流れ】①市から登録家庭へ受入依頼通知を送付②登録家庭は受入可否を市へ連絡③市で受入可能家庭と調整し、受入家庭を決定
【申し込み・問い合わせ】企画部市民協働課(地域振興係)
☎0220(22)2173

